

子どものための教育・保育給付認定変更申請書兼子育てのための施設等利用給付認定変更申請書
(兼変更・再交付届)

令和 年 月 日

米子市長様

保護者 住所
(申請者) 氏名 印

※ 変更申請に必要な市民税の情報及び世帯情報の閲覧を
するとともに、利用施設等に情報提供を行います。

生年月日 昭和 平成 年 月 日
電話番号 ()

児童名				
生年月日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日	平成・令和 年 月 日

変更(希望)年月日	令和 年 月 日	施設名	<input type="checkbox"/> 利用中(内定含む。) <input type="checkbox"/> 申込中
-----------	----------	-----	---

支給認定証	有 ・ 無 理由()	再交付	<input type="checkbox"/>
-------	-------------	-----	--------------------------

下記のとおり、子どものための教育・保育給付又は子育てのための施設等利用給付に係る認定を変更します。

⇒ 右記の変更後の内容を記入してください。	<input type="checkbox"/>	住所	米子市				
	<input type="checkbox"/>	認定保護者					
	<input type="checkbox"/>	家族構成	変更理由	<input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 婚姻 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 祖父母と同居(別居) <input type="checkbox"/> その他()			
			氏名	生年月日	児童との続柄	備考	※1 障がいのある方は裏面をご確認ください。
				大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
				大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
				大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
				大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
				大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
				大正・昭和・平成・令和 年 月 日			
			大正・昭和・平成・令和 年 月 日				
	大正・昭和・平成・令和 年 月 日						
<input type="checkbox"/>	保育の必要量	<input type="checkbox"/> 標準時間認定を希望する。	<input type="checkbox"/> 短時間認定を希望する。				
<input type="checkbox"/>	事由	<input type="checkbox"/> 就労	続柄 父・母 ()	<input type="checkbox"/> 介護・看護	続柄 父・母 ()	<input type="checkbox"/> 就学・職業訓練	続柄 父・母 ()
		<input type="checkbox"/> 妊娠・出産		<input type="checkbox"/> 災害復旧	続柄 父・母 ()	<input type="checkbox"/> DV・児童虐待	続柄 父・母 ()
		<input type="checkbox"/> 疾病・障がい	続柄 父・母 ()	<input type="checkbox"/> 求職活動	続柄 父・母 ()		
		<input type="checkbox"/> その他	続柄 父・母 ()	理由			

※申請者が氏名を自署する場合は、その押印を省略することが出来ます。
※裏面に手続きに必要な添付書類が記載されています。
※原則、変更前の支給認定証は返却をお願いします。

米子市記入欄

	認定区分	必要量	事由	有効期間	確認者チェック欄
①	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短		～	
②	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短		～	
③	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短		～	
④	1・2・3・新1・新2・新3	標準・短		～	

子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定変更の手続について

変更内容		添付書類	
住所	米子市内で転居した。		
	米子市外に父母のいずれかが転出した。		
	米子市外に父母が転出した。	(在園児のみ) 退所届	
認定保護者			
家族構成	保護者の離婚が成立し、別居した。	ひとり親世帯申立書	
	保護者が結婚した。(事実婚を含む。)	パートナーの方の保育が必要な理由を証明する書類 ※2	
	同居者が増えた。(世帯が別の場合も含む。)	場合によっては、新たな同居者の保育が必要な理由を証明する書類	
	上記以外の変更※1		
事由	就労	就労(転職)する。	就労(内定)証明書
		自営業を開業する。	就労(内定)証明書
		育児休業を終了し仕事復帰する。	就労(内定)証明書
	妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※3	
	育児休業取得	手続きは不要です。(職権で支給認定証を交付します。) ※4	
	疾病・障がい	病気(負傷)になった。	診断書
		療育手帳等の交付を受けた。	療育手帳の写し ※5
	介護・看護	介護・看護申立書、診断書等 ※6	
	災害復旧	り災証明書	
	求職活動	求職活動申立書 (あれば離職日のわかるもの(離職票等))	
	就学・職業訓練	就学申立書、在学証明書	
	DV・児童虐待	申立書(相談施設、相談時期、担当者名を記入)	
	上記以外の変更	状況のわかる書類	
保護者または児童の氏変更			

- ※1 負担金(保育料)の計算対象になっている祖父母等と別居した場合は、負担金に変更になることがあります。また、B階層の方が、祖父母等と同居した場合も負担金に変更になることがあります。
- ※2 今年もしくは前年の1月1日現在で米子市外に居住されていた方は、所得課税証明書が必要になる場合があります。(必要な場合はご連絡いたします。)
- ※3 母子健康手帳の表紙と分娩予定日の記載されている部分の写しが必要になります。
- ※4 育児休業の取得欄に記載された就労(内定)証明書の提出が必要になる場合があります。(必要な場合はご連絡いたします。)
- ※5 障害者手帳等の交付を受けている方は、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・特別児童扶養手当証書・障害基礎年金証書のいずれかの写しを提出してください。(氏名・等級・交付年月日の記載してある部分)
- ※6 診断書・障害者手帳・介護保険被保険者証などの看護を受ける方の状況のわかる書類が必要になります。

保育の必要量について

保育の必要量について、短時間認定の方でも利用施設が設定している保育短時間認定の利用時間帯を常態的に超える場合は、保育標準時間認定に変更することが出来ます。この場合は、申立書の提出が必要ですので、ご相談ください。

【認定変更の注意点】

- ・ 認定内容の変更手続は変更の1ヵ月前から受け付けます。
- ・ 認定内容の変更日は、原則、事実発生日からになります。ただし、提出が遅れたことにより、変更日を申請日と同一とする場合があります。速やかにご提出ください。
- ・ 保育の必要量の変更に伴い、保護者負担額(保育料)も変更になる場合があります。別途通知をさせていただきます。
- ・ 新しい認定証は、米子市で受け付けてから30日以内に送付します。

〒683-0811 米子市錦町1丁目139番地3
米子市こども支援課 TEL0859(23)5177